

議案第24号

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務について、市内において情報連携を行う特定個人情報（個人番号を含む情報）として、精神障害者保健福祉手帳に関する情報を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)から(7)まで（略） <u>(8)から(11)まで</u> （略）

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)から(7)まで（略） <u>(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</u> (9)から(12)まで（略）

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。